

議会運営委員会

平成18年11月17日午後1時30分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎小野 隆雄

○里川宜志子

松田 正

浦野 圭司

三木 誓士

中西 和夫

中川議長

2. 会議の書記

議会事務局長

浦口 隆

同 係 長

峯川 敏明

3. 審査事項

別紙の通り

開会（午後1時30分）

署名委員 中西委員、里川委員

委員長

委員の皆さんにはご苦労さまです。全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

会議録署名委員に中西委員、里川委員を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりであります。

それでは、1. 協議事項（1）継続審査についてを議題といたします。

レジメでは町議会の財政健全化と議員定数についてが①となっておりますが、先般の正副委員長との打合せの中で②の附属機関等の委員選出基準等の見直しの議題の中の、審議会等の委員の定数及び選出区分の見直しに関するものについてですが、今日まで、町においてはプロジェクトチームで見直しをしていただけてきました。また各常任委員会にも説明がなされてまいりました。

今回、町において一定の取り纏めが出来ましたことから、条例規則等の改正の必要なものにつきましては、既に閉会中の各委員会でも説明がされてきておりますが、議会運営委員会で最終の取り纏め方を依頼されておりましたことから、取り纏め結果について、本日の議会運営委員会で説明方の申し入れを受けており、本日は担当部課長に出席していただいておりますので、レジメの順序を代えて先にこのことについて説明を願いたいと思いますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

それでは、②附属機関等の委員選出基準等の見直しの議題の中の審議

会等附属機関等の見直し結果について、及び非常勤特別職の報酬案について担当課長から説明を受けることといたします。

最初に、審議会等附属機関等の見直し結果についてから説明を求めることといたします。 清水総務課長。

総務課長 それでは、審議会等附属機関等の見直し結果につきまして、説明をさせていただきます。

審議会等附属機関等の見直しにつきましては、先程委員長のご説明にもございましたように、本年5月の当議会運営委員会におきまして、総務部長のほうから、見直し作業にかかる日程、考え方等につきまして、報告をさせていただいたところでもございまして、また、最終の取り纏めにつきましては、当委員会で行っていただくようお願いを申し上げ、それまでに各所管の常任委員会でご意見を伺うこととしていたところでもございます。

見直しの方法でございますが、先程と重複はいたしますが5月の当委員会にも、お示しをさせていただきまして、本日も、資料として添付させていただいております、「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」これを基といたしまして、役場庁内でプロジェクトチーム、これは総務課長、わたしをリーダーといたしまして、各課の課長補佐級等をメンバーとするものでございますけれども、そのプロジェクトチームでもって、見直し作業を進めてきたということでございます。この度、その検討結果案がまとまりましたので、当委員会にご報告を申し上げまして、最終的なまとめをしていただきたいという風に考えるものでございます。

それでは、資料1-1の審議会等附属機関等の見直し結果表と資料1-2の「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」を、あわせてご覧いただきながら説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この見直し結果表のまとめ方でございますけれども、一番左側から申し上げますと、通し番号、その次に各審議会等の名称、その右側にその審議会等の設置根拠法令が、法律であるのか、または条例等である

のかの別を書かしてもらっています。その右側には、その審議会等の設置目的・所掌事務を記載しております。その後順に、現行の条例等で定めております定数、実際の人数、各委員の選出基準、任期、実際の人数に含まれる女性委員数、公募委員数、当該審議会等の会議が公開されているのか、それとも非公開とされているのかの別、所管課名、見直し結果案、そして一番右側の欄には、手続きとして必要となる事項を改正関係として掲げております。なお、任期の欄で数字ではなく、終了と記載しているところ、通し番号で申しますと、裏面になるんですけども39番以降に9つ、終了と、任期の欄に終了とございますけれども、この終了と申しますのは、特に任期を定めてはおらず、その都度の設置した目的が達成されますと、と申しますか、諮問等にかかる審議が終了いたしますと、任期も終了する審議会等であると、そういった意味でございます。見直し結果等の案の欄が空白であるものにつきましては、今回の見直しにおいては、現状のままとした審議会等でございます。その理由につきましても、後で説明させていただきます。また、表を3段に分類しておりますが、上段の「委員会及び委員」につきましては、記載しておりますように、地方自治法第180条の5に規定されております、市町村が設置しなければならない委員会、いわゆる行政委員会の委員でございます。中段以下は、それ以外の附属機関ということになりますけれども、その内、各審議会等の委員の選任にあたりまして、常時選任している審議会につきましては、中段。随時選任している審議会等につきましては、下段と申しますか、裏側の一番下の法の随時選任という欄で分類をしておるところでございます。

それでは、まず今回の見直しで改正等を行うことといたしました審議会等について説明をさせていただきます。申し訳ございませんけれども、説明は、表の番号順ではございませんで、改正の内容ごとにさせていただきますので、表の表裏に渡って見ていただく事になりますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

それではまず、8番の「斑鳩町生活安全推進協議会」でございます。当協議会には、選出基準に担当町職員とございます。現に3名、これは

助役と教育長と総務部長でございますけれども、この3名が委員として任命されていることから、「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」第5条第5号に「町議会議員及び職員は、原則として委員としない。」という規定、また同条第1号に委員の数は10人以内と定めており、現在の実際の委員数が13名であるということもございまして、見直しの結果、町職員を選出区分から除くということにしております。手続きといたしましては、規則の改正が必要となるということでございます。

大きく飛ぶんですけども、裏面の38番でございます。「生涯学習推進協議会」では、町長及び教育長が委員となっており、その2つ下の40番の「斑鳩町名誉町民諮問委員会」でも助役及び教育長が委員となっておりますことから、先ほどご説明を申し上げました8番の「斑鳩町生活安全推進協議会」と同様、委員から除くこととし、38番の「生涯学習推進協議会」では、定数が、「若干名」とあるのを、「10人以内」と明確化することとしております。手続きといたしましては、規則改正が必要となります。

次に、すいません、また表側に戻って頂きまして、17番でございますけれども「斑鳩町男女共同参画社会推進委員会」と20番の「斑鳩町立老人憩の家運営委員会」、21番の「斑鳩町介護保険運営協議会」、22番の「斑鳩町次世代育成支援地域協議会」、23番の「斑鳩町障害福祉計画推進協議会」、24番の「斑鳩町地域包括支援センター運営協議会」、裏面の一番上から2番目でございますけれども27番「斑鳩町廃棄物減量等推進審議会」、30番の「斑鳩町青少年問題協議会」、45番の「斑鳩町営住宅入居者選考委員会」、46番の「斑鳩町旅館建築審査会」、47番の「斑鳩町遊技場建築審議会」の合計11の審議会等附属機関につきましては、慣例といたしまして、あるいは選出基準に議会議員さんが委員となることとしておったところでございますけれども、「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」第5条第5号の規程によりまして、議会議員さんを、委員から除くこととしております。手続きといたしましては、17番の「斑鳩町男女共同参画社会推進委員会」、21番の「斑鳩町介護保険運営協議会」、24番の「斑鳩町地域

包括支援センター運営協議会」以外の審議会等では、それぞれ条例あるいは規則の改正が必要となります。

続きましてそのまま裏面でございますけれども、29番でございます。

「斑鳩町心身障害児童生徒就学指導委員会」でございますけれども、この委員会につきましては、この際、抜本的な見直しを行いまして、委員会の名称も「斑鳩町特別支援就学指導委員会」に変更いたしまして、委員の定数も「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」第5条第1号に定めております、10名以内とすることとしております。手続きといたしましては、現行の規則の廃止、そして新たな規則の制定、そして「斑鳩町附属機関設置条例」の一部改正が必要となるところでございます。

次に、また表に戻っていただきまして、15番でございます。15番の「斑鳩町明るい選挙推進協議会」、またすいません、裏側の26番の「斑鳩町健康づくり推進協議会」、31番の「斑鳩町社会教育委員」、33番の「史跡藤ノ木古墳整備検討委員会」、36番の「斑鳩町体育指導委員」でございますけれども、この4つの協議会等につきましては、条例・規則等による定数がいずれも10名を超えていることから、「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」第5条第1号によりまして、委員数を減じましても、特段の支障がないことから、それぞれ10名以内にするものとしております。手続きといたしましては、条例、規則、規定及び要綱の改正が必要となるということでございます。

次に、その裏面のままでございますけれども、37番でございます「斑鳩町立学校体育施設開放運営委員会」、そして44番の「斑鳩町財政健全化検討住民会議」、そして49番の「斑鳩町学校施設整備計画審議会」につきましては、所期の設置目的が達成されているという判断から、「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」第4条第1号のアによりまして、廃止することとしたものでございます。手続きといたしましては、条例、規則及び要綱の改正あるいは廃止が必要となるということでございます。

つぎに、表面でございますけれども、7番の「斑鳩町防災会議」でございますけれども、委員定数につきましては、現行の26人以内となっております。

ますものを、「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」に合致させるべく、検討をしたところでございますが、当会議の設置根拠法であります、「災害対策基本法」がございませけれども、その法律で委員となるべき人の区分なり、役職等を定められていることもありまして、結果といたしましては、10人以内とはできなかったものの、町職員の選出区分で、10人減ずることによりまして、その定数を現行の26人から16人といたしております。手続きといたしましては、条例改正が必要になります。

次に、申し訳ございません、裏面でございますけれども、28番の「斑鳩町都市計画審議会」でございますけれども、この審議会につきましても、委員定数につきまして、現行の25人以内となっているものを、10人以内に合致させるということで、検討をしたところでございませけれども、結果といたしましては、そうはならなかったということでございませけれども、現在ある学識経験のある者の区分から9名減ずる、議会議員さんからの区分から1名減ずるということで、それぞれ減じまして、合計10人定数を減ずることによりまして、15名という形にさせていただこうという風に考えております。手続きといたしましては、条例改正が必要ということでございます。

また表に戻っていただきますけれども、6番の「斑鳩町固定資産評価審査委員会」でございますが、この委員会につきましては、「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」に定めております、委員の定数や任期の面では、合致はしておりますけれども、固定資産評価審査委員会における委員長の設置につきましては、法律上、ここで申します法律とは、地方税法でございますけれども、この地方税法第423条では、同委員会の設置等については規定をされているところでございませけれども、委員長の設置につきましては、なんら規定がないということから、条例におきまして、その委員長の設置につきまして定めているところでございませ。

ところが、現行の当条例におきましては、委員長の任期を1年という風に定めておりますことから、不服申立て等の案件がない場合でも、委

員長を選挙する必要から、当委員会を開催しているという状況が現在ございます。

こうした状況につきまして、町監査委員さんからのご指摘もありまして、また引き続いて委員長となることによる経験を生かしていただき、円滑な委員会の運営が図れることを期待いたしまして、委員長の任期を1年と定めております条項を削除することといたしております。手続きといたしましては、条例改正が必要ということでございます。

この「斑鳩町固定資産評価審査委員会」につきましては、そうした事情により、見直しを行ったものでございまして、今回の審議会等附属機関の見直しとは、別途に行ったものでございますけれども、今回そのことも含めて報告をさせていただくということでございます。

以上が、見直し等によりまして、改正等を行うべきとしているものの内容でございます。

なお、9月の各常任委員会におきましてのプロジェクトチームの検討経過といたしまして、中間報告を行ったところでございますけれども、その後の庁内におきましての検討の結果、変更を致しました部分について説明をさせていただきますが、表面の7番の「斑鳩町防災会議」につきましては、そのまま存置するという形をとってございましたものを、委員定数を現行の26人から先程ご説明を申し上げましたように10人減員させることとし、38番の「生涯学習推進協議会」につきましては、「廃止」とさしていただいておりますけれども、先程説明をさせていただいたとおりの改正を行うことで存置するということとし、また49番の「斑鳩町学校施設整備計画審議会」につきましては、定数の改正を行い存置することとしていたものを、今回、先程も説明させていただきましたけれども廃止することという風に変更をしております。

続きまして、見直しをいたしました、そのままの状態での存置するものとした審議会等につきまして、説明させていただきます。

まず、表面に戻っていただきますけれども上段の地方自治法第180条の5に規定されている6つの委員会及び委員のうち、先ほどご説明を

申し上げました、6番の「斑鳩町固定資産評価審査委員会」以外の5つの委員会等につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、または地方自治法等々、それぞれの法律によりまして、定数及び任期が定められておるといこともございまして、当然のこととございまして、当町におきまして、法令のとおり設置を致しておりますことから、そのまま存置しております。

中段以降の審議会等についてでございますけれども、まず10番の「国民保護協議会」につきましては、定数におきまして、「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」第5条第1号に規定しております10名を超えておきまして、また「同要綱第5条第5号」に除くこととされております、町職員を選出するという事となっておりますけれども、この協議会におきましては、設置根拠でありますいわゆる「国民保護法」で、委員構成と申しますか、委員とすべき役職等につきましても定められております。このことを勘案していく中で、定数を定めているところでございます。今回の見直しにおきましては、その中でも、減少させることはできないものかと検討はいたしましたが、最終的には、現状のままが適当であるという判断から、そのまま存置をすることといたしました。

また、9番の「消防運営委員会」でございます。この委員会につきましては、総務常任委員会の委員の方々5名と町消防本団役員7名の合計12名で構成されております。そうしたことから、「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」第5条第1号に規定する10名を超えておりますけれども、去る6月20日に開催をされました、当消防運営委員会におきまして、ご意見をお伺いする中で、最終的な結論といたしましては、現在の形のまま存置することとなったということもございまして、そのまま存置することとしております。

次に裏面の30番の「斑鳩町青少年問題協議会」でございます。当協議会におきましては、委員定数が若干名となっておりますが、それに対しまして委員の実数は、30名となっております。しかしこの協議会におきましては、委員の皆様方もご承知置きのとおり、巡回活動等の啓発

活動を伴うことから、委員数の減少によりまして、その活動に支障が出てくるのが想定されるということで、先程ご説明申し上げましたように、議会議員さんにつきましては、委員から除くということにしましたけれども、その他につきましては、そのまま存置をしていくということでございます。

また、48番でございますけれども、「斑鳩町住居表示審議会」につきましても、委員定数が35人以内となっておりますけれども、この委員の中には、想定として実施区域の住民の方々にもなっていたということもございます。今後、未実施区域の住居表示を検討していく中で、その範囲によりましては、委員数も変動することが想定されますので、現時点におきましては、定数についてはそのままとしております。また、定数云々というよりも、審議会そのものの廃止ということにつきましても、検討をしたところでございますけれども、今後におきまして、既に住居表示を実施している区域におきましても、地名等にかかわります住民からの変更要望等が起きることもあるだろうということから存置するという事としております。

只今説明させていただきました以外の審議会等につきましても、全て見直しの対象といたしておきまして、検討もさせていただいたところでございますけれども、「斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱」にも合致していることもございまして、最終的には、そのままの形で存置したということでございます。

以上が、審議会等附属機関等の見直しの結果でございます。

なお、今回の見直しに伴いまして、必要となってくる条例・規則等の改正につきましては、先程も委員長からございましたように、11月中に開催されております各常任委員会で、当議会運営委員会で見直しに係る取り纏めをいただいている最中ということをご説明を申し上げた上で、所管の審議会等附属機関等ごとにその条例あるいは規則等の改正内容について説明をしているということでございます。

以上、簡単ではございますけれども、説明とさせていただきます。よろしく、ご審議を賜りまして、お取り纏めをいただきますようよろしく

お願い申し上げます。

委員長

ご苦労さまです。それでは説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお聞きしたいと思います。

各常任委員会といいますか、建設水道常任委員会と本日午前中に開かれました厚生常任委員会で一応説明を担当の方から説明を受けておられますが、そのことで特段色んな意見があったかと思いますが、どうですかね、厚生の方では。

里川委員

すいません、この表でいきましたら26番になります。斑鳩町健康づくり推進協議会の件で私今日厚生委員会の中でちょっとご発言させていただいたんですけども、この例規集の中の何て言うんですか、費用弁償するところの表にはこれが載っていないんですよ。要綱で設置してるけども、地域包括支援センターみたいに要綱で設置しててちゃんとここに載ってるいうものもあるんですけどね、なんかそれがわかりにくくて、報酬の支払い方がなんかどうも財政健全化検討住民会議みたいな取り扱い方のなんかこの協議会の報酬の支払い方みたいな感じだったんですけどね、この際ですので整理できるんやったらきちっと一本化していただいた方がいいのかなと思いつつながら、報酬の額はその他の委員会等の委員というところの、例規集で言うね、そこの項目を使ってその同じ額を支払っているということでしたけれども、このようにしてちゃんと機関の名称もあげてこういう風に整理して頂いているのであれば、なぜ他のと同じようにこれが例規集のところ、名前が、機関名があがって来へんのかなというところがちょっとひっかかりがありましてね、そのところだけがちょっと気になってたところなんですけれども。

総務部長

この分につきましては、副委員長からおっしゃられましたように報酬ではなくて報償という形でお支払いさせて頂いた経緯がそういった中身でございます。そういった中で、そのいわゆる支払いの根拠になりますものにつきましては、この特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁

償及び期末手当に関する条例のいわゆる別表の一番最後にその他委員会等の委員という事ではしております、それを準拠されておるということで支払いしてきたわけでございますけれども、そういった中で今色々おっしゃっていただくことは理解はできるんですけども、その立ち上げにはそれぞれのいわゆる経緯が、事情もあったということでありまして、今すぐそれを整理するということになりますと、次のこれ12月まで間に合うかどうか否かということもありますので、少し時間頂きまして、こういった関係についても整理してまいりたいという風に考えております。

松田委員 僕はね、整理の仕方としてね、このような一覧表でこういう形で出したんではわかりにくいと思うんですよ。各常任委員会で説明して、その結果を一応纏めて委員会に出したんだと言うけども、各常任委員会でこれで結構だということになったのかどうかはちょっと疑問だと思うんですよ。今日直ちにその結果として議運にかけるということですが、私はちょっと納得が出来ないんです。本当にこの各常任委員会でその是非についてあるいは統廃合について十分審議が出来ているんかどうかということになると非常に私は疑問だという風に思います。今日一覧表でつくる関係ではですね、一応わかるのは法律に基づくものと条例に基づくものとの関係がわからんのですけども、何を基準に置いて見直しをしたのかということについては全然記載していないんですよ。だから僕は、前から言ってますように、いわゆるこの委員会や審議会の統廃合が出来るのか出来ないのか、あるいは必要なか必要でないのかという関係が一つあると思うし、それから条例であっても報酬を支払いをするという関係とあるいはなってるんですけど報酬の支払いしないことにして委員としては存続が必要だという、参加が必要だという関係だとかいう面などもですね、十分にやっぱり精査をしなければいけないかということをおっしゃってるんですけども、この見直しの結果についてはですね、今お聞きをしていますと、実際にはこの議員の兼職と言いますか議員が入ってる関係をやめるということが中心であって、説明をしてる

という風に思うんです。それはそれなりに今日までの議会での議論の経過もあるんですけども、それに基づいて例えば減らすということにしていることについてもですね、条例の定数なりあるいは実数なりの関係掲げているんですけど、減らすと言って実質的に委員数を減らすのか、あるいは委員数はそのままということになるのかわからんのですね、この関係では。だから本当に町会議員を除くということになるなら除くという関係で若干実数をかえてる動きがあるんですけども、この数というのはこれは議員を減らすんか、減らさないんか、いわゆる数ですね、定数の関係はどうなるのかという関係などについて必ずしも私は明らかでないという風に思うんですよ。ただ若干名と書いているところに実数はこうでありますと言うてこっちは減らさなくて、だから定数何名にかえますということについてははっきりしてないという関係で、まったく組織をいらわないということ、委員の数については若干異なってくることがありますけど、そのことが必ずしもここでは何名にするんだという明確ではない。したがって、委員会その他の関係についての総数がなんぼであるけども、この現在50なら50である、45に減らすとか30に減らすとかいう関係で、減らした関係というのがわからないという関係、そのことについて報酬をどうしていくんかによっても変わってくるんです。報酬が先程も言われてますように、一括したものになるのか、あるいはその段階を踏むことになるのかによつてはですね、私はA、Bなんかを言って見たりしたんですけども、そのことについてはわからないから経費の節減になるのかならないのかいうことを一つ目的意識がありながらですね、全然これが明らかになってこないという関係等の分析の仕方と提案の仕方について、一体如何なものかということについて、非常に疑問に思うんです。

委員長

申し訳ございません。ちょっとこの委員会の進め方について、委員長と副委員長とで担当とも色々話をしまして、今こちらの説明だけを受けてということにしましたが、本来はこの次に報酬についてのことの説明をしてもらったらそれらの事についてはきちっと判明してくるんだと

思ったんですが、あまりにも説明が長くなって、委員さんにその色々なことから質問が来てちぐはぐなことになってまいかんとということで、ちょっと私の進め方についてまずかったかなと今思っておるんですが、この後、報酬についての説明を担当課長からさせる予定でしたので、その点も踏まえてちょっと、今の時点での質問ということでお願いしたいなとそのように思いますのでよろしくお願いします。

松田委員 僕はその扱い方については納得はできません。というのはこの報酬審議会のこの関係についても見直しの関係についてもですね、今日まで論議をしてきた関係がどう整理をされている、どう処理をしようとしているのかということが全く明らかでない。本当にこの整理をしてきたのかどうかということも不明確だ。いよう私は思えて仕方がないんです。だからこういう関係の所をこういう風に整理をしてという関係になったらこんなこういう風になってこないはずなんです。だからしかもそれと相関係することは間違いない。それを分業して分業せえということになればある程度の大まかな関係の考え方というのを統一した上で、果たしてそれじゃあ委員の数はこうであるけれどもこうしようどうするということ併せて考えていくことでないですかね、私は論議にはなってこないと思う。したがってこの扱い方については私は不満です。

委員長 それとこの議会運営委員会の日の設定という事でちょっと色々やりましたが、ちょうど中途半端な時に、と言いますのは各常任委員会で説明をされてるその中で建設とそれから厚生から担当からそういう形で新旧表も含めて説明を受けております。その中で今日、議会運営委員会に前もって見直し結果の案ですということでお示しを願ったということをご理解頂きたいなと、それは委員長としてそのようにお願いしたいと思えます。それでその中での今見直し結果という事で案を説明させました。その中での疑問点を述べて頂きたいなとそのように思います。この中で厚生委員会、それから建水の委員会では一応新旧表も添付して頂いて、この12月議会には一括して提出の予定ということになってきますの

で、その担当する、例えば今、副委員長が申しあげましたことについてはきちっと説明を受けて、委員会の中で受けておられるとそのように私は理解しておりますので、この形の説明についてちょっといかんという事でしたら審議を進めていく事ができませんので、内容についてちょっとまたこの委員会はどうだろうという質問はして頂いたらありがたいなと思っております。

見直し結果等についての今の説明の中でのご質問はございませんか。

(な し)

委員長 それでしたら、続けて報酬案等について説明を担当課長からさせていただきますのでよろしくお願いします。 清水総務課長。

総務課長 それでは、非常勤の特別職の報酬案につきまして、説明をさせていただきます。

資料2-1、2-2、2-3に基づきまして説明をさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

まず、資料2-1に案を示しておりますが、その前にその案の作成にかかります考え方につきまして説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

資料2-2をご覧いただきたいと思うんですけども、これは、今回、町が特別職報酬等審議会に、町長や議会議長さん等の報酬額あるいは給料月額につきましての審議とあわせて依頼をさせていただきました非常勤の特別職にかかる報酬額の適正な額につきましての報告書でございます。

この報告書の内容でございますけども、「斑鳩町の特別職で非常勤のもの、費用弁償及び期末手当に関する条例」の別表に掲げられております委員会を、まず、その設置目的や運営状況等によって、3つに区分をされたところでございます。先程申しあげました別表と申しますのが、資料1-1で掲げております表全てでございますけれども、但しここに

は議会議員さんのものは区分から除いております。

その3つに区分されたというのがこの報告書の1番の(1)でございますけれども、まず、「特」といたしまして、会議、委員に特殊性があるもの、あるいは法令等で、報酬額に基準にあるもの。すなわち、右の欄に挙げられております、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員さんのうち、識見を有するものとして選任された方等、地方自治法第180条の5に定められている、いわゆる行政委員会の委員、それと選挙長等選挙関係、それと社会教育指導員、そして、学校教育指導主事、がこの「特」に当たるという風にされたということでございます。

次に「A」といたしまして、その会議の審議内容が、専門的知識が特に必要なもの。すなわち、右の欄にございますように議会の議員さんから選出された監査委員さん、文化財保護審査会、藤ノ木古墳整備検討委員会、史跡中宮寺跡整備検討委員会の委員さんが、この「A」にあたるという風にされたところでございます。

最後の「B」は、特とA以外の委員会等の委員という風にされたところでございます。

裏面にいって頂きますと、次に、その3つの区分ごとの報酬のあり方につきまして、(2)のとおり、おまとめになったところでございます。最後に(3)にございますように、「A」につきましては、一律8,000円、「B」につきましては、一律5,000円。「特」につきましては、町長などの報酬額等にかかる答申内容を踏まえた上で、近隣町等の状況等を勘案し、町において調整をなさいたいということでございました。

その中で、「近隣町の状況等」ということでございますが、この「等」という中身には、各委員会等の委員の実際上の、活動状況なり、その職務に従事している時間等についても十分調査の上で、検討するように、という含みがございます。

その中でなお書きでございますけれども、この「特」、「A」、「B」の区分におきまして、原則といたしまして、町議会議員や他の地方公共団体等の職にあるもの等については報酬は支払わないということにする

ということと、あと区分「A」及び「B」におきましては、現行の会長、委員長とその他の委員の各報酬区分されており、差がございますけれども、それを区分を廃止するということで、委員長、会長等であってもその他の委員であっても、一律8,000円なり5,000円いうことにするということでございます。

先程の答申内容を踏まえた上で、と申しますのは、資料2-3でございます答申書でございますけれども、町長などの報酬額等を、平均約7%減じた改定を講じることとされたことをさしております。

この7%の減額を講じることとされた理由でございますけれども、この裏面に、改定の理由がございます。その中段以降でございますけれども、当町の最近から中長期の財政指標、近隣等県内市町における特別職の職員の報酬額、公務員給与の推移、人事院勧告内容等々から、一旦は一定の改定率をお導きになりました。しかし、財政健全化検討住民会議の意見書、また町の特別職並びに町議会議員さんの報酬にかかる自主的な減額の状況を考慮に加えられた結果、7%になったということでございます。

以上の特別職報償等審議会のご報告を基に、作成を行いました報酬の案が、資料1-1の表でございます。

それでは、資料1-1の報酬案につきまして説明させていただきます。

この表のまとめ方と申しますか、見方でございますけれども、この表は左側から、各委員会及び委員の名称、その報酬が、月額であるのか、日額であるのかの区分、現行の報酬額、それと先程申し上げました、「特」、「A」、「B」の報酬区分、改正案の額、奈良県内の町における同種の委員会の報酬額、そして、一番右側には斑鳩町を除いた県内町の平均を記載してございます。

かつこの中にはこの町村で空白のところがございますけれども、同種の委員会がない場合は空白とさせていただいております。また網掛けをしておりますのは、年額でありましたものを月額に直したり、そういった修正を加えた、町の月額なり年額に合わせた数字であるという意味でございます。

それと、報酬区分につきましては、特別職報酬等審議会の報告のとおりという風にさせていただいております。それに対応する報酬額につきましても、「A」及び「B」の区分につきましては、それぞれの報告のとおり8,000円なり5,000円という形で記載をしてございます。

報酬区分が「特」となっている委員会の委員の報酬額でございますけれども、基本的には、答申の改定率、即ち7%を反映させていただきますけれども、8番の選挙長から13番の期日前投票所の投票立会人までにつきましては、国が定めております選挙の執行経費にかかる交付金の算定基準に合わせておりますことから、据え置きといたしております。

また、19番の社会教育指導員、35番の学校教育指導主事につきましては、その報酬の性格が賃金であるというような性格を持っているものでございます。本年の人事院勧告でも国家公務員の棒給表の改正もなく、そのことに伴います当町の職員の給料表の改定の予定もないことから、据え置きという風にさせていただいております。

ただし、3番の中の監査委員さんの内、識見を有するものから選んで頂いておりますにつきましては、その職務にかかる従事時間、及びその職務の内容等から勘案すると、現行の報酬額があまりにも低いのではないかというご意見が、以前から議会の議員さんから、また今回の特別職報酬等審議会でもございましたことから、従事時間等から検討させていただきました結果、監査委員さんの報酬額だけは、現行より、引き上げをさせていただいております。

その引き上げ額の考え方でございますが、監査委員さんの過去3カ年間の事務従事時間を監査委員室の方で算出いただきました結果、その従事時間は、年間あたり平均301時間ということでございました。

その時間に単価をかけたのでございますが、その単価といたしましては、先程申し上げました、報酬区分「A」の1日につき8,000円という数字を用いました。この1日につき8,000円ということにつきましては、その会議等々の実質拘束時間で申しますと、最大4時間程度であるということから、この8,000円を4時間で割った2,000円を、1時間あたりの単価としたところでございます。

この単価を年間平均従事時間の先程申しました301時間と掛け合致しますと、602,000円 となりまして、月額に割り戻しますと、約50,000円となります。

この額は、県内の町では、最高額でございます三郷町と同額という形になります。しかしながら、当町の監査内容のレベルの高さと言いますと、県内屈指であると考えておりまして、また、301時間と申しますのは、3カ年間の平均従事時間でございまして、例えば住民監査請求等が出てきた場合は、少なくともこの1割以上の時間が増加するという状況もあるということでございます。それに加えまして、現在は、名前を出して恐縮でございますけれども、辰巳監査委員さんのきめ細かい調査等によりまして、レベルの高さを誇れているという状況がございますけれども、後任の監査委員さんを探す必要が生じた場合、同等あるいはそれ以上の見識、熱意等をお持ちの方をお願いしたいという思いがございまして、その場合においても、50,000円ではなく、それ以上の報酬額を示すことによって、当町の監査に対する姿勢をご理解いただきたいという思いもございます。

そうしたことから、この50,000円にその2割を加算させていただくということで、60,000円としたものでございます。

また、このやり方によりまして、教育委員長や農業委員会会長等の報酬額も算定をしたところでございますけれども、その結果が、教育委員長では、マイナスの7.9%。農業委員会会長では、マイナスの38.3%となりまして、町長などの改正率を上回ることでありますので、結果として、7%の減額率とさせていただいたものでございます。

以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

よろしく、お取り纏めをいただきますようお願い申し上げます。

委員長 ご苦労さまでした。それでは先程の見直し結果案とも含めて、今報酬案等についての質疑、ご意見をお聞きしたいと思います。どうぞ。

松田委員 僕はね、この両方今聞かせてもらいましたけどもね、少なくともねこ

ういう見直しの結果については、見直しの基本になった考え方というのは先に述べるべきだと思うんですよ。ここの関係、内容を出してきてることに色々と報酬の関係なんかについて書いてますね、中身はどうあるとも、一応基本的な考え方っていうのは。だからこういう関係っていうのは、組織の関係についても前段に基本的な考え方っていうのが出てですね、そして具体的に各項目においてはこうなります、という関係の整理の仕方をするのが当然だと思うんです。ところがそういう事にしていないという関係について、問題が、分かりにくさが出てくると思うんです。特に先ほども指摘してますけれども、審議会等の附属機関の見直しの結果についてですね、いわゆる数はどうなってるんやと。削除をしたり見直したりするという事については分かりますけど、数をいくりにするんやという関係がはっきり出てませんね、これでは。例えば条例の定数であるとか実数はこうであるというのは書いてます。これをどうするんですか。何名にするのか、という事なんか書いてないわけですよ。それは、私の言い方が悪いんかどうか知りませんが、私は分かんと思うんです。だから、選出の基準、あるいは任期の関係から見たら、本来なら、現在では必要がないわけですよ。だから、組織の関係について、一体若干名という関係では、若干名という事では幅をもってるんですけど、現在は何名なのか、それを何名にするんやと。町会議員を除くなら除いて結構なんですけど、除いた数を委員数にするのかどうか、という事などについてが分かんわけですよ。そういう関係をなぜ明らかにしないのか、それが見直しなんです。だから特に附属機関の関係でいくのは、統廃合をしないという事になってきて、同じ項目できてるわけなんですから、きてるんですけども、変わるとすれば数なんだと思うんですよ。その数が全く分かんという関係で審議の見直しだという事になぜなるのか、という事が一つあると思うんですよ。このことについて。

委員長

それについては、数の案っていうのは、順序追うて。

松田委員 出しときなさいよ、口頭で言うという事じゃなしに、まともな資料として作るときなさいよ。

総務部長 この関係につきましては、この作業をする前にあらかじめこの議会運営委員会の方に今回の見直しの考え方について町が基準を作成をさせていただきました。それに基づきましてご説明申し上げて、この内容を踏まえて作業をして参りたいという事で申し上げて一定のご理解をいただきながら作業を進めてきた経過がございます。そうした中で、委員の関係につきましては、原則として10名以内とするというようなことも、この見直しの中がございます。それを踏まえまして作業をしてきたわけでございます。そうした中でこの見直しの結果の表を見ていただきましたら、いわゆる条例定数等も書いております。その中でその横には実数も書いています。実際にこの条例定数の中で若干名と書いてあって、実際に何名にしているか、ということについては、その横の実数を見ていただいたらお分かりだと思いますけれども、そういった内容を踏まえながら申し上げましたように原則として10名以内に削減していこうというようなことで作業を進めてきたわけでございます。そうした中で、作りました見直しがただ今課長の方から説明させていただいた内容になったわけでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

総務課長 見直しをかけた結果、変更をさせてもらった分を説明させていただきますけれども、まず7. 斑鳩町防災会議、実数16名でございます。条例定数は26から10名減らして16にしたわけですがけれども、実数については16で変わりません、16のままでございます。8. 斑鳩町生活安全推進協議会、これにつきましてはこの13名の中に職員が3人入っておりますので、それを除いた結果10名となります。次に15. 斑鳩町明るい選挙推進協議会は7名そのままでございます。17. 斑鳩町男女共同参画社会推進委員会でございますけれども、ここには議員さん1名入っておられますので、1名減となって6名となります。議員さんを1名減したら6になるんですけども、その代わりとして学識経験なり

公募等で増えますんで、実数については7のままでございます。すいません、申し訳ないです。基本的にはそういった考え方でございまして、あと。

委員長 ちょっと時間急くのでまた後でそういう形で整理したものを文書で出してください。もうちょっと分かりやすいように。

松田委員、続いて、すいません。

松田委員 一つひとつ言っていかなあかんのか分かりませんが、例えば特別職の報酬の関係でもね、こういう区分の仕方がいいのかどうかという事が感じるんですけどね、特って言うてる、あるいはA、Bという言い方について、一体どうなんかな、ふさわしいんかなという感じがするんですよね。特というのは、特別な地位という事云々と言ってるんですけども、何かこう、人格に差をつけてるような物の見方をするという関係での印象を受けるんですけど、ちょっと考えすぎるんか分かりませんが、私はそう思うんです。報酬は特なんです、という言い方の関係ですね、俺はBやと、あるいはAやという風な言い方というのは一体どうなんかな。そういう関係について、僕はここに書いてるような月額とか日額、報酬の関係については三種類あるわけですよ、年額、月額、日額。日額について、おしなべて統一されてると思うんですよ。そうするならそのような言い方が出来ると思うんですけど、何かこう意識的に差別のような印象を受けがちになると思うんで、主としては日額が多いんだと思うんですけど、月額の関係については特別職と、いわれる行政側が言う時に該当するような関係が多いんですけどね、そういう風な関係についてもう少し整理をする必要があると違うか。それで区分する必要があると違うかなという関係、そして例えばこの組織の関係でも、報酬の支給はしないけれども参加はするという関係の、委員会の委員に参加をするという関係、費用という関係なんかについては、無報酬、例えばなってますね、この委員会の関係なんかについても、社協なんかについては全部無報酬ですけども、あるいはホールの関係、振興センターの関

係については無報酬とそれから報酬を減額してる分と、それから給与の関係でも三段階か四段階に分かれますよね。そういう関係の区分の仕方というのはあると思うんですよ。そういう関係について見直す、組織間に合わせた、実態にそったようなことを見直す事によって、増減が一体どうなるのか、という関係などが私は分かる事によって初めて、見直しを図ろうとしてるな、あるいは業務の簡素化を図っているなというような事が一般から見ても分かる状態になるんだという風に私は思うんです。出来るだけそうした関係で一般住民の協力を得られる、あるいは行財政運営の関係からいっても組織運営の関係からいってもですね、合理的な規模にしていこうという関係を図ってもらえやすいように、協力してもらおうというなら、まず我々自らがそういった姿勢を貫きながらこういう関係について検討するという事が必要と違うかな、その事が身にしみて分かるような形というものが今、求められているのではないのかなと私は思うんです。そういう面からいくと、どうもこういう見直しの関係というのは、形式的に、単にどういう意図でやってるのかははっきりしませんけども、とにかく見直してんねんや、という関係になって、どうも発想の転換がまだできていない、というような感じがするんですけどね、そういう事は難しい問題ですか。

総務課長　ただ今委員さんおっしゃいましたように、例えば同じ委員会の中でね、委員さんの例えば支給する方と他の委員さんの区別するという事についても案として事務局として特報審の中で申し上げた経緯もございますけども、そういった事は同じ委員会ではちょっと難しいやろといった議論も踏まえた上で、それやったら委員会そのものの性格を遵守して、委員会で一括でいくらという形にした方が分かりやすいんじゃないかと、住民の方々にも分かりやすいんじゃないかという結論からこうした区分になったものでございます。特、A、Bという区分の名称ですけれども、そういう風にお感じになられるかも分かりませんが、決して私どもなり特報審の委員さんはそういった主旨でもって、そういった名称をつけたんじゃないという事だけご理解いただきたいと思います。

松田委員

口頭で申し上げて申し訳ないんですけどね、例えば組織の関係でも後から出してくれという事にはなってるんですけどもね、しばしば今日までも言ってるように、45の例えば斑鳩町町営住宅入居者選考委員の関係でも現状を見ていくと議会の3常任委員長がみな出ておいでになると、そして民生委員が2名出てるという事になって、学識経験者と書いてるけども、今までだいたい5名しか出てこないというように思うんですよね。ところが、今度、議会を引くわけでしょ、そしたら現在の関係でいくなら7名以内になって、現在の数は書いてないんですけども、一体何名になんねやと。民生委員の2名だけになるのか、あるいは学識経験者、誰か選んでいても欠席してお出でになっていないのかどうか知りませんが、全く組織がかみ状態になる関係もありますし、ですから、選考委員会の役割というもの、現在の規則であるのか要綱であるのか知りませんが、見ますと、あまりそのような向けではないわけですよ、結果的に。結局公開抽選という事にも、必然的になるようなシステムになってしまっているという事で、選考という関係は全然機能してないという関係なんかについても、どう改めていくんかという事と合わせてこれは組織の問題になってくると思うんですよ、これは直感だけですけれどもね。そういう関係のものが出てこないといかんのじゃないかなと。それから例えば旅館などの審議会の関係もありますけれども、議会を今度は除くんですけども、これもですね、やっぱり何故出来たのかということになってくると、いわゆる斑鳩町に相応しくない建物であるという事になってですね、いわゆるモーテルのような格好の物を建てさせないという関係から始まって、色々結果的に問題があるけどもという事になりながらも、なおかつこういう事してきたという事の主旨というものが十分活かされてこないといかんのじゃないかなという風に思うんですけどね、そういった関係と合わせて一体どう見ていくべきなのかという関係は、合わせて考えないと、ただ単に現在の関係でという事だけではいかんのじゃないかなという風に思うし、もう少し統合という事について全く考えてないかどうか、統廃合ですね、本当に出来ない

のかどうかという関係、やっぱり色々もう少し配慮してもいいという風に思われる、そういう配慮の形というものが、例えばここで言う防災会議なんかに出てくるのかなという感じもするんですよね。だから、町の防災会議の関係と国民保護協議会との関係の面ですね。これ、やかましい言うたから国民保護協議会との関係を減らしたのかということではなくて、防災会議の方を減らしてですね、通常、常にあるような関係を減らしてですね、国民保護会議との関係で協議会との関係というのは現状決めたまま。ところがこの関係については色々総務委員会でも議論してる事ですよ、そういう関係というのは全く、どう配慮されたんか分からん状態になってきているというのも事実だと思うんですよ。言うだけ言わしといて、そして配慮した、配慮したという風に言われて、あるいは了解を得た、了解を得たと言われているんですけど、どうも納得できない、という形のものになってるように思うんですけどね。だからそういう意味からいくともう少しきめの細かい検討をした結果として出してくれないとですね、余にも無責任な状態になってるような感じが、私はするんですよ。そして12月議会に間に合わず、12月議会に間に合わず、確かに12月議会に間に合わせたいという事を言われていましたけども、本当にそうなのかどうなのか、本当にそういう事によってあまり拙速であって、急ぐがあまりにですね、えいだいな事をうめるわけにはいくまいという風に私は思うんですよ。だから、確かに議事録なんかを見ましても審議会の設置及び運営に関する要綱の関係なんかについても、この前も検討見直しの関係について出されましたけどね、それが本当に了承されたものかどうかという事になってくると、色々議論した経緯はもってるんですけども、町が了承を得たからそれに基づいてやってくるんやと、我々はそれを参考として思い留めるにすぎないという関係で受け止めるし、受け止め方によって違いがあったわけですよ。これはこの場所でも言いましたし、総務委員会でも議論をしたんですけども、そういう事に。だから今現在、説明の中ではそういう、かなり受け止め方について相違が私は出来てるんじゃないかなと、そのために12月議会、12月議会という関係で、後が詰まっているという関係で物事を急い

てるような感じがして仕方がないんですけどね。そういう意味ではもう少し詰めが弱いんと違うかなという感じがして仕方がないんですけどね。

委員長 そしたら課長の方で、今松田委員のおっしゃるように、防災会議と国民保護協議会、今までの議会での色々な議論を踏まえて、プロジェクトチームでどのような議論があったのか、そしてその結果がこういう形だというように、ちょっと掻い摘んで説明していただきたいと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。 清水総務課長。

総務課長 まず、一番最初におっしゃいました町営住宅入居者選考委員会でございますけれども、おっしゃるように担当から聞かせていただいても、現状としては公開抽選会になってしまってる状況があるという事でございますけれども、担当の思いという事から申し上げますと、やはりそういった一定基準の基準をクリアした方の中で、やはりその生活の困窮度等々について、色々ご議論いただいて優先順位をつけていただくというのが本旨であるという事で、出来ればそういった形でこの委員会の中で優先順位をつけていただければ有り難いという事があるという事で、実態的にはそういった公開抽選会という形になっているというところでございますけれども、現在のところ今の形で存続をしていきたいというように担当課の方で申し上げておるという事で、そのまま存置をするということですが、また、その入居資格を満たしているかどうか、当委員会で第三者の目でご確認をいただくといった審査もございますので、そういった事からも現在の形が必要であるという事を申しているという事で、そのまま残っているという事でございます。それと、46の旅館建築審査会、47の斑鳩町遊技場建築審査会でございますけれども、なるほどこの事につきましてもプロジェクトチームの中で言い合ったといえますか、統合してはどうかという形も申し述べたところがございますけれども、言い方、誤解を生じるかも分かりませんが、そもそも目的が違うといった事があってと、条例そのものについては別途で残る可能性と

いう事であります。ただ、審査会がその各条例の中に、同じ名称がどうあれ、審査会が〇〇審査会、〇〇審査会になるという形になります。旅館建築いわゆるモーテル等のような建築物であるといったこと、それとパチンコ店というような遊技場、その度ごとに開くわけでございますけれども、実質上は何ら変わらないん違うかといった事もございます。統合という事についても、このまま存置していてもいいのではないかと、という形で残しておくといった経緯でございます。7の防災会議でございますけれども、日常必要な防災会議の方を減らしてという事をおっしゃったわけでございますけれども、実はこの防災会議の条例が制定されたのは、確か昭和37年ぐらいだったと思うんですけれども、その当時につくられた条例でございます、その条例の中には任命する、町長が職員のうちから任命する委員を15人という形で定めておるという事がございます。と申しますのも、当時の管理職って言いますのが部長級をひいておりませんで、課長制であったといった事もございまして、その課長及び助役等の数で15人というように定めてきた経緯がございます。その後ずっと部長制度が引かれたあとも、ずっと定員はそのままで据置しておったという事がございます。この際見直しの中で、ご指摘もあったという事もあるんですけれども、10名減員したという事がございます。それと防災会議と国民保護協議会の設置主旨につきましては、なるほどその協議会の委員さんについては、ほとんど同じメンバーでございますけれども、国民保護協議会の方は法隆寺さんの方から入っていただくと、若干違いますけれども統合した形でご意見も前からあったという事も私も聞かしていただいているところがございますけれども、そもそも設置の法律そのものが違います。そういった会議を置くという形になっておりますので、現在の法律等々から考えますと難しいという事で、このまま存置をしているという事がございますので、その点ご理解賜りたいと思います。

委員長

町営住宅の件につきまして、担当で色々そういう感じでおっしゃって
ますけど、議長も度々そこへ参加してると思うんですけど、あれは

やっぱりちょっと要らない、私自身も個人的にそう思います。もう公開抽選であって、その内容については、何回か出席しましたが、内容についてはそれこそプライバシーに関係するものだからそこまでいけない、困窮度という事については私らがそこで判定を下すと言うんですか、それは出来ないという状態ですし、それを順位を私らも議会からも、議長も色々、一般質問でも話をしてたと思うんですけど、何回かという事で、困窮度というものについてはもう計り知れない。それを、この選考委員がね、判断するという事は出来ない。そしたら先ほど松田委員がおっしゃてるようにね、抽選になるねんやったらこういう委員会は、言葉は適当じゃないかも知れませんが、不要じゃないかという事を積極的に考えていってもらって、この委員会を、別に機能果たしてないんじゃないかなという感じを、私自身も思っております。だから、それらの事は、担当は必要だと言われていても、それはおかしいなという感じをね、委員長として個人的にそういうように申し上げておきます。それらについてもまたご意見をいただきたいと思います。

松田委員。

松田委員 それぞれにあるんですけどね、一つの関係を指摘してみたただけなんですよ、それについてのみ答えているんですけどね、例えば先ほど言われているように、旅館建築審査会の関係とか、遊技場の関係とかね、これ本来は一つに出来る問題なんですよね。46と47などの関係はですね、いわゆる旅館とかパチンコ店云々と言ってるんですけどね、元々の出来た主旨の関係からいくとね、モーターから始まった事は事実なんですよね。だから、そういうものは斑鳩町にふさわしくないと、ところが旅館というのはふさわしい、造れという意見もあるわけですよ。やっぱり観光として一つも宿泊施設がないという事についていかなものかという意見などもあるわけですから、そういう面で行くと、旅館建築に対して重点事項を調査云々こうではないわけですよ、目的は。特に重点となって造った状況というのは、47のような関係が出来たらいかんと、そしてモーターという風なものが出来たらいかんと、斑鳩町にふさわし

くないと、それらを規制しよう、そういう中身のものであったらいかんという事で審査をするんやという事になってきてる問題ですから、本来なら一つに出来る問題なんじゃと、なんでこんな事にしたんかなという事なんです。このパチンコの関係というのは斑鳩町と境界線の郡山の、ほんまにどっちか分からんような所へ出来てしもたという事から、こんな事を言うてるんやけどね、つくったんやと思うけどね。だから、色々本来の主旨というものとずいぶん離れて、斑鳩町の町づくりの知恵という、姿というものを描きながら決めた問題が、変わってきてしまっているという風に思うんですよね。これがそういう事でさっきもちょっと例を挙げた、住居の関係は何べんも言うてるからですけど。それから、総務委員会でも色々問題になって、条例そのものにも問題になっていたんですけれども、結果的に制定された防災会議と国民保護協議会の関係です、メンバー一緒やないかと、一緒なものについてなんで一つのものとして同じように機能させることが出来ないかという議論をしてたわけ。ところが今度の関係というのは、後から出来て、そんなものが必要なのかという関係について言い聞かせてですね、法的にやる言い方して。防災会議という関係について、従来からの関係については減らしてきて、それでしかも5名にするという、今度はどうする、5名が16名というところ、そこには書いてるんですけども、一体どう減らすんかという事が分からんという事になってきて、全く保護協議会の関係と防災会議の関係というのは、総務委員会の議論の観点が全然書いてないという事になってると思うんですよ。だからそういう面からいきますとね、どうもこの関係については面子でこだわって言うてるんかなという風に思ったりもするし、こんな関係について決めましたという事になっていって、総務委員会なんかでもそんな議論になってきたら、どういう風に答えていったらいいんかなと、とてもやないけど、こんな風な説明をされていまして、我々として議運でも承知しましてんやんとか、総務委員会です承せいよと言うて委員の皆さんに了解求めるという事が出来るんかどうか、という風にも思うんですよ。しかも、これは意見であった事は事実ですから。文言は云々という関係で黙ってたんでないんで、言うて、

発言あったわけですからね、この際言うとかくけども。何かこの、焦ってるみたいですよ。従来の関係を減らして5人にしてしまうんやと、そこに統合したらどうやという関係、国民保護を減らせと言うて、こっちの方を残していくという関係について一体どうなんやと。それと合わせてですね、これから以降の関係も、この間も思ったんですけど、ちょっと話余談になりますけども、例えば北朝鮮、核実験したという関係で抗議を出してもらったという事で、従来と同じ事で、町長と議長名で抗議文を出したという事がありますけれども、これは防災会議があったわけでもないし何ともないわけで、従来と同じ感覚で扱ってるだけの事やと思うんですよ。ところが性格的にはそうではないですよ。だからそういう面からいきますとね、色々と従来やってきたからやろうという、一つの平和信念を貫く姿勢というのは分かりますけど、こういう会議というものは形式的になってる関係というのは非常に多いんじゃないかと。しかもそれにこだわりを見せてるという関係については、やっぱり全体として理解してもらえないんじゃないかなという風に、私は思うんですよ。だからそういう面で、全てここでというわけにはいかないけど、やっぱりせめてこの定数の関係などをきっちり確認して、そして12月に行おうとするものがあるなら行うという事で結構なんですけど、あまりにも拙速過ぎてですね、色々と問題残すような形で処理をしてほしくないというような気持ちですね、私は。

委員長

先ほど私も提案する時の理由として申し上げてますので、これはあくまでも議会運営委員会に今までの見直し結果についてという事で、本日提案していただいております。そして、先ほどから議題になっております、議題と言いますか話になっております防災会議と国民保護協議会とは同じメンバーであるという観点からも意見も、松田委員とか色々おっしゃってる事もあるし、私も聞いてますし、それ相当の答弁もしてるように私は理解してるんです。そのあとは総務委員会で再度はっきり分かるようにしていただいて、議会運営委員会といたしましては、審議会等の見直しについては、12月議会に条例改正議案として提出を予定され

ているものもありますことから、今日は一応、途中の案という形、それを提出していただきました。それで、あと、総務常任委員会でまた詳細な議論があると思いますので、今日のところは議会運営委員会としても次の29日の議会運営委員会で最終取りまとめができるようにという思いから、今日議題としておりますし、この事については本日はここまでといたしたいと思いますが、どうでしょうか。他の方で意見のある方も言うといってもらったら結構ですけど。

里川委員。

里川委員 9の消防運営委員会の点なんですが、今後、総務委員会も開催されるという事ですが、消防運営委員会そのものが行われた時にこの消防運営委員会は現状のまま存続させるんだという結論が出たという風に説明をお聞きしたんですが、それをお聞きした上で、この特別職の方の報告書ですね、特報審の報告書を見ましたら、町議会議員や他の地方公共団体等の職にある者については報酬を支払わないこととし、という事になっておりますので、この消防運営委員会っていうのは当初の目的からいったらどうだったんだろうかという話も出てたとは思いますが、確認をさせていただきたいなと思うのは、この報告書にあるように、現状どおり、この消防運営委員会を存続させて、年に1回、議会と消防団員の方が懇談会的な形で委員会をもつと、議会の議員には報酬は支払われない、けれども消防団員の皆さんには、ここの元々ある、報酬別表にあるように報酬が支払われるという風に考えてよろしいんですね、そういう形での委員会の持ち方であるという認識でよろしいでしょうか。

総務課長 そのとおりです。

里川委員 こういう点につきましても、他の委員会でもたぶんそういうのがあると思うんですね。どうしても議員を抜けない。松田委員色々おっしゃいましたけど、特っていうのは、ここの説明にあるように委員の特殊性又は法令等だと、報酬額に基準がきちっと定められているもの、という事

で行政機関として議会から出てるものもあるんですけども、これらについては除いて、その他の審議会や附属機関については今申し上げたような考え方になると思うんですが、それだったらそれで、そういう委員会、附属機関が一体いくつあって、どうなるかという事なんかも、どうしても残さんとあかん、例えばさっき言い合った都市計画審議会だったら今の4から3にするんだと、議会はね。そしたらやっぱり出ると、でも議会から出る3名については報酬は支払いませんという考え方でいいんだと思うんですけども、ですからそういう事の確認っていうんですか、そういうのもやっぱり議会の皆さん方にも認識を持っていただかんとかんやろし、たぶん松田委員がさっきおっしゃられた中で私自身が感じたのは、それであるならば、報酬を支払わないという形を確立するならば、議会から参画をしても、また参画した方がなおいいかも知れないという審議会、委員会などもあるかも知れないという、そういったちょっとお気持ちがおありだったのかなという風にも私は聞いてて感じたところだったんですが、そういう事も含めて議員皆さんがいろんな思いを持たれると思いますので、それらのところの線引き、はっきりと分かりやすくしといていただけたらなっていう事をお願いをしておきたいと思います。私もちょっとこれ見てて、いくつかは議員が絶対、この下の附属機関その他審議会等、常時選任のところでも、議会から抜けない、議会が入るとかなあかんというところも幾つかあるなあという風には感じてたんですけどね。全部抜くわけにいかないというところもあるだろうという風にはちょっと感じてたところだったんですけども、今言いましたように、都市計画審議会であるとか、たぶん民生委員推せん会なんかは、規定があるんじゃないかなと、だからその辺がちょっとよくわからなかったもので、出来るだけそういう、議員が絶対入らなければならぬ委員会はどれだとかいう形のものが、分かりやすくされてる方がいいなという風には思いました。消防運営員会はちょっとふっと私自身が疑問に感じましたんで、質問させていただいただけですので、それで結構です。

総務部長 色々とおっしゃっていただいた関係につきましては、原則といたしましては、その他の附属機関の関係につきましては、今おっしゃっていただいた中でやはりお聞きしておりますように議会議員の方には法律等がない限りは選んでいかないという事と、報酬については支払わないという事の中で考えてさせていただいております。そういった中で、特にその他に行政委員会につきましては、この中では議会選出の監査委員さん、それと農業委員会の中で議員さん出ていただいている分もあります。そういった関係につきましては、通常の委員会と比べましたら、出席と言いますか、出ていただいている時間、だいぶ相当ありますので、この関係につきましては別扱いという形で考えさせていただいたという事でございます。それ以外については原則としては報酬を払わないというような関係で対応したいと考えております。

里川委員 それはね、もうだから、行政機関としてね、そこはよく分かるという風に私は逆に言ったつもりなんです。ただ、附属機関やその他常時選任している審議会の中で議員がどうしてもはずす事が出来ない委員会っていうのがあるでしょうという事で。

総務部長 この中では、都市計画審議会、それと民生委員推せん会、これについては議会議員という事で決まっておりますので、それにつきましては、議会の方にも委員として入っていただくという事になりますので、それは委員として入っていただきますけども、先ほど申し上げましたように報酬としては支払わないというような形で進めてまいりたいと考えております。

里川委員 だからこそ、私は都市計画審議会も根拠、法律なんですよね。そして民生委員推せん会も根拠は法律に基づいて規定があるから議員が入らなければならないわけなんですよね。ただ、それと9の消防運営委員会とは質が違いますね、という事を明らかに言いたかった。そして、報酬がどうなっているかという事もちょっとここで明らかにしときたかったと

いうのが私の真意でございます。以上です。

委員長 他に何かございませんか。

(な し)

委員長 先ほども委員長から取り急ぎ申し上げましたが、この取りまとめにつきましては、次回の議会運営委員会で最終の取りまとめが出来るようにしていきたいと思っておりますので、担当の部課長におかれましても、今日の意見も十分理解していただき、そして27日の総務委員会にも意見を十分聞いていただいて、29日のこの委員会で最終取りまとめが出来るように、努力していただきたいとそのように思っておりますので、本日はこの項につきまして、これまでといたしたいと思えます。

それでは、理事者側には他の公務もございまして、これで退席してもらいたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 総務部長、総務課長には大変ご苦労様でした。

15時25分まで休憩いたします。

(午後3時10分 休憩)

(午後3時25分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、①町議会の財政健全化と議員定数についてを議題と致します。

はじめに、地方自治法の一部改正に伴う標準町村議会会議規則・同委員会条例の改正について及び、委員会条例改正等に関する調査表について、あわせて事務局より説明を求め、①について前回に引き続き、ご意見をお聞きしていきたいと思えますが、そのように進めさせていただ

てよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。それではまず、事務局の説明を求めることと致します。 浦口事務局長。

事務局長 (資料により説明)

委員長 説明が終わりましたので、前回に引き続き、ただいまの説明のあったものも含め、委員からの質疑、ご意見をお聞きしたいと思います。
里川委員。

里川委員 地方自治法改正の決定前からその動きも見る中で色々検討してきたんですが、複数の常任委員会制度というものが望まれておった中で確立されてきたことについては、いい事だという風には考えてますし、せっかくそうなるのであれば、十分検討して、複数の委員会に籍を置く事が出来ればなおいいなと思いつつ、ただ、常任委員会のあり方についてですね、斑鳩町議会が15の、定数条例改正して15になりまして、3常任委員会、5名での堅持という事で決めた経緯はあるんですけど、私自身は元々常任委員会は1委員会6名っていうのが望ましい数字かなという風には自分としては思ってきた経過もあります。それともう一点は、常任委員会のあり方の中で、色々ちょっと専門家が書いてはるものを見たら、予算などについても常任委員会制を、この複数常任委員会制になると予算なども常任委員会制度にしてもよいのではないか。もちろん色々補正予算も出てきますしね、年間結構補正予算なども出てくるという事もあって、それと予算の使われ方がどうなのかというような調査も出来るというような、予算などについても常任委員会制度を設ける事もいい事だというようなご意見があったりした中で、なるほどそういう事も含めて常任委員会そのもののあり方についても、私は3常任委員会の堅持

という事を言ってきましたけれども、それが4つの常任委員会になっても、そういう予算などの常任委員会という事にして、4つになってもいいのかなというような気もしてたんですね。ですから非常にまだちょっと迷っているというのか、自分の中でもこういう、今日はこういう事を発言をさせていただいて、また皆さん方に議論をしていただけたら有り難いなという風に思ってます。それと昨年、私自身も議会運営委員会の委員長として、色々なご議論をいただいて、議会の財政健全化と議員定数についてのご議論いただいた上で取りまとめを役目としてさせていただいてきましたけれども、それについてですね、非常に我々議員が、今後やっぱりどうあるべきかという姿勢も合わせてね、非常にこの議会の運営の仕方と私たちの資質向上というのは切っても切り離せない間柄、関係であると思っておりますので、それでもう一つ問題提起をさせていただきたいと思っておりますのが、北海道の栗山町ですね、ここで議会基本条例というのが制定されて、これは全国で初めて制定されたという事でね、全国からたくさん視察を受けておられる状況にあるんですが、議会版マニフェストという議会基本条例を制定したという事について、少し私たち議会運営委員会もこの点についても、少し勉強させてもらってしたらどうかなという風に思ってます。ちょっと問題提起という形になりますけれども、意見だけ言わせていただいときたいと思っております。

委員長

ありがとうございます。副委員長の方から、この北海道栗山町に関しては視察先の北島町でしたかね、そこも既に視察を終えられて、色々教えていただく事もできました。その点も意見としてお聞きしておきたい。今のところお聞きしておきたいという事で、進めていきたいと思っておりますが、里川副委員長の方から複数常任委員会制、先ほどの局長の説明で、それを採用するかしないかは各自治体であるというような表現でしたので、それを採用していくべきだという意見もありました。そしてその中でそのメリットとして、現在でしたら補正予算でしたら総務常任委員会に付託させていただいております。そして予算の本来の審議には特別委員会をその都度設置しているという事で、このような考え方、予算の常

任委員会をも設置していけるんじゃないかなという事ですので、それらのことも色々検討していってもらって、複数常任委員会制度を採用していくのに対してのメリット、そして先ほど局長から説明ありましたが、これも視察先のつるぎ町ですかね、各常任委員会の委員は、従前どおり1名、1つの常任委員会に所属するというような方向であるという事も聞いております。あそこにつきましては合併されて間ないので、そういう形をとっておられるのかなと、私自身が質問してそういう回答をいただきました。今までとおり1つの常任委員会に所属するというように決めていく方法もあると思いますので、それらの事を重点的に議論していきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

この件につきまして、色々ご意見を伺いたいと思いますが。

局長の方で色々調査表という事で、私も県内の状況という事を把握してほしいという事で、このような調査表も、大変どの議会もお忙しい中協力していただきまして、直接お礼を申し上げなければいけないかなとは思っておるんですが、その結果、こういう事については大変失礼ですが、まだ複数常任委員会制の事を検討もあまりされてないんじゃないかなという事なので、是非とも私どもの議会は複数常任委員会制度の事については、4、5年も前から色々検討もしてましたし、はれて法改正もされましたので、この事についてはやはり、しっかりと議論して先進地という形で進んでいきたい、そのように思っております。施行日につきましては、公布日のまだ未確定な要素もありますが、これは是非とも改選の、来年の改選後には運用できるように、当然しなければいけないものと私自身は考えておりますので、皆さまの活発な意見、そして議論をお願いしておきます。 里川委員。

里川委員 私、先ほど問題提起という形で発言させていただいて、引き続いて今発言をお願いしたんですが、私自身は複数常任委員会制度は今、委員長がおっしゃられたように、先進的な例となれるように斑鳩町としては今までも研究してきたので、もちろん取り入れるべきであるという立場に立っておりますが、ただ、先ほど言いました1委員会やっぱり6人位が

望ましいという事と、常任委員会の数をどうするかという事もあるんですけども、それと共に複数となれる委員をどのような選出をするか、ここがやはり難しいかなという風に思うんですね。もちろん希望を聞いていただくという事もあるだろうとは思いますが、この複数をどのように実現していくのか、複数をどういう風に複数となる委員さんを決めるか、この問題をね、皆さん方がどのようにお考えになられるかという事について、やっぱり私も是非ご意見をお聞きしたいなという風に思っています。私は希望をすれば認めていただきたいと思っていますが、ただし、その希望がうまく、希望される方ばかりになるのかどうか、希望が多過ぎたらどうするのかとか、希望がなければどうするのかとか、そういう問題が生じるのではないかと。だから一定の複数以常任委員会に入るためのルールというものが必要ではないのかなという風に考えています。そのルールをどう作るべきかというところに、実は私もちょっと自分の中では今まだ整理がつかないような状況があるんですが。

委員長

委員長と副委員長ばかり喋っていたら、何か色々私どもで話をしているように聞こえても、ちょっと私は委員さん皆さんの意見を、副委員長も同じ事だと思んですが、是非とも積極的な意見をいただいて、今、副委員長の方で、多くなった場合、今の5月の改選の時でも委員さんの希望通りじゃなかったという事で、多かったら色々、調整という事も可能だと思んですが、私が心配しているのは、誰も仮に希望しなかったらその委員会はどういう形で運営していくのかなという事も心配しています。それらについても積極的な意見をいただいて、それとまず、複数制の方がいいというような意見で、議会運営委員会としてまとまるのか、いやもう、今まで通りの1つの常任委員会でいいとされるのか、先ほど局長も説明の中で申しておりましたが、この議会運営委員会はどのような形の方がいいのか、その意見もお聞きしたいなと思いますので、すいません、ちょっと一人ずつ指名させてもらって申し訳ないんですが、まず複数制を採用するのか、いや今まで通りの1常任委員会制を採用するのか、三木委員からちょっとお願いいたします。

三木委員 今までも3常任委員会で定数を定めてやっておられたという事ですが、私は複数で出来るだけ委員の数も多く議論できる方がいいのではないかと思います。

委員長 浦野委員。

浦野委員 三木委員と同じ意見で複数採用で、なおかつ今の常任委員会5名程度ですけど例えば6名、7名に増やして議論をもっと密にするという意見です。

委員長 中西委員。

中西委員 定数からいったら定数15になってますけど、その辺の関係もあると思いますねけど、見直しにはそこまで進んでいかなければ、そのまま置いての方がええのではないかと思います。

委員長 見直してというのは。定数の見直しは、固定したままでという事。

中西委員 それでいくとすれば、もう複数ではなしに。

委員長 という事は、もし複数制を取り入れようとした場合には定数の方の見直しも含めていくという事ですか。

中西委員 はい。

委員長 松田委員どうですか。

松田委員 既に考え方っていうのは提起してあるし、文書でも出してあることなんです。議運の中で3名は既にその辺でそれぞれの考え方を出してると

で、あとの人の関係を聞いてね、そして調整が必要になるのか必要にならんのか。今お聞きになっている事というのは、だいたい3人が、副委員長も含めて口頭ですけども、4人出てるから大方でてると違うかなという感じはしてるんですけどね。だから、一応今後検討するについて、考え方がどうなのか一応出してくれという事だから、正直にそれを出してるんですからね、それを参考にしてもらったら、あえて私から聞く必要はないと思います。

委員長 局長の方の説明でね、複数制をとるかとらないかという事を、まず私はこの議会運営の中で聞かせていただいていますので、松田委員からも既にいただいております。その内容についても、一応検討も、私もさせていただきますので、複数制をとるという事で今、解釈させていただきますので。

松田委員 既に出ていると思うんですよ、それぞれにね、考え方っていうのは、3人とも、書面で出してきたそれを配らせているからね、それについていつ質問するのかなという風に思ってるだけで、既に出してある。改めてそういう事聞いていかなん事ないやないかと。その中で調整するべきものを調整していったらいいという風に、僕は思います。

委員長 議会運営委員会の方では、委員さんの皆さんは複数制を採用していくという事で、一致してるとそのように理解をさせていただきます。その上で議論を重ねていきたいと思えます。ただ、中西委員は複数制を採用していきんだったら、議員定数を検討していくというように私は理解したんですが、議員定数の問題につきましては、私は3月の議会で次の選挙には15名という形をとる、という事で決定をさせていただいておりますので、その点については、15名での固定した中での19年度からの複数制か常任委員会制、そういう事でしぼっていききたいと思うんですが、その事についてまた色々ご意見をお伺いしたいと思います。

三木委員 先ほど委員長がですね、複数制にしても、その3なら3の委員会に誰もいなくなる恐れもあるという事でお話なさったと思うんですけども、それについてはやはり、今までやってきてるような、各議員は1委員会にまず所属はしなければいけないと。今までやってるああいう話し合いをして、自分の希望を出してという事をやってますけど、必ず1委員会に属して、まずみんな属するんだと。それで、その中でそのあとで複数でいきたいところに行くという、そういう形をとったらどうかなど。

委員長 ちょっとしぼらせていただきます。再度ね、定数条例の改正まで含めてこの議会運営委員会では議論していかなければいけないというんですか、その事について、率直な意見をいただきたいと思います。その点にしぼらせてもらって、今の議会運営の意見をお聞きいたします。どうですか。定数条例を再度、この3月までに更に検討して改正すべきかどうかという事を検討していくべきなのか。

三木委員 定数ですね。僕は変えなくていいと思います。

委員長 浦野委員。

浦野委員 再度検討して頂きたいと思います。

委員長 中西委員。

中西委員 そのままで。

委員長 これはもう松田委員のは書いてますので、検討していこという、そういう話ですので、結構です。

里川委員 どうですか。

里川委員 このメンバーの中で条例改正をしたものについては、やはりもうその

ままいくべきであると考えます。それを変えるという事であれば、一時不採議ではないですけれども、せつかくそのメンバーでその点について協議して決めたことなのにね、それをこのメンバーのまま変えるというのは、ちょっとおかしいのではないかなど。ただし、今定数だけって委員長がおっしゃられたので、今後、複数常任委員会制も含めて地方自治法改正に伴う中で、私たちがどうあるべきかというのを検討しながら、また次回という事になりましたらね、またそこは十分我々も色々研鑽を積んで考えるべきであるという事は考えてますけれども、今回の定数はやはり確定したものであるという風に、定数については考えてます。

委員長

今、定数条例の検討と、検討して、これとリンクさせて議論を深めていきたいという委員さんが2名で、他の3名の方は定数については来年度の一般選挙の時は、3月議会で賛成多数っていうんですか、全員の起立採決という事で進めておりましたが、一人の方は起立されてなかったという事で、消極的な反対という見方ができますので、それでも賛成多数という事で条例改正いたしました。そして一年間かけて今、里川委員も、前議会運営委員長でもあり、私も議会運営員として議論に参画しておりまして、その中で今、再度里川前委員長がおっしゃったように、複数制が採用になった時は、検討していこうと、それは確かにそういう話はありませんが、それが一般選挙が終わり、19年の改選後の委員会で議会で検討していこうという、そういう意見だったと私は認識しております。この事について定数、この議会運営委員会が今、何をしなければならぬのかというのは、地方自治法が改正になって、複数常任委員会制度がとれるようになったと。その運用をどのようにしていくのか、委員会条例の改正が現在必要です。これも次まで持ち越すわけにはいきませんので、私は定数について検討を加えて、そして委員会条例まで変えてしまおうという、きちっとそれに整合性をもたせるという事は、少し困難ではないかな。そして里川副委員長もおっしゃってるように、やはり昨年の議長からの諮問を受けて、定数条例についての考え方、それを条例改正をしたという一つの経緯を踏まえて、なかなか困難ではないか

など、そのように思ってるんですが、定数条例もリンクさせて進めていこうという意見の方で、その点も踏まえてご意見をお伺いいたしたいなと思いますので浦野委員からお願いします。

浦野委員　　こういう地方自治法の改正があるという事は、各地方で議員定数の削減という事で議論があって、議員定数が減ってきますと複数委員会に所属しないと委員会が成り立たないという事を想定の下にされていると思いますので、一旦決めたことだから今16名から15名、一名減という事で決まったんですけども、再度国のこういう地方に対するテーマ、指令と言いますか、検討してみたらどうやという案でございますから、また再度、この今レジメを見てますけど、各市町村におかれても2名減また4名減とか色々見受けられる、また本会議制とってるとこもかなりあるとか、色々見てるんですけど、総合的にもう一度検討してみて、斑鳩町の財政の健全化も含めてですね、検討すべきであるという意見です。

委員長　　失礼な言い方になるか分かりませんが、この自治法の改正は今、浦野委員がおっしゃってるような議員定数を減らすのが目的でこのように改正されたのではないという事は、私ははっきりと申し上げます。逆にこの複数制を採用するという、自治法の改正から議会の定数を減らしてはならないというような、そういう意見もあるという事をご用意ときます。

松田委員　　松田委員どうですか。

松田委員　　僕はね、この論議についてはね、地方自治法が改正されて複数の常任委員会制でも構わないという事になれば改めて議論したらええという前提に立って、定数改正の関係については議会の一致した結論というのが必要だと、大事だという事で、15名で賛成をしました。今度、地方自治法が9月に改正されて、複数制が認められる事になった。だから、それに基づいていっぺん議論をすることについてはやぶさかではないし、したらいいんだと思うんです。その場合にはまず常任委員会のあり方に

ついて検討すべきであろうという風に思うんです。その場合の前提にすべき内容というのは、3つの常任委員会制という事と5名を下回らないという事が今までの前提でありますから、それを踏まえた上で複数常任委員会制というものをどういう風にしていったらいいのかという事を、やっぱり議論をする事が先決ではないかという風に思うんです。その結論の出方が3月までに間に合うのか、あるいはいつ間に合うのかどうかは分かりませんが、常任委員会制の関係については特に規定がないから、いわゆる任期中でも変えようと思ったら変えていけることありますから、別に次の選挙からとかどうとかという必要がないと。ところが、一つの節目としてはですね、一つの議会ではあるんで、間に合えば次の改選期から複数常任委員会制にするという事も可能であろうし、あるいは出来なければ一年かけてまた更に常任委員会制だけを焦点をしばっていくという風にしたらいいのかなという風に思いますけど、それとやっぱり並行するというんか、少なくともそれと関連するのはやっぱり議員定数の問題だと思うんですよ。だから議員定数の問題以前に、やっぱり常任委員会制、議会の機能をはっきりするためにどうしたらいいのかという事を整理して、そしてみんなが合意できるような常任委員会の複数制という事が合意できるんかどうか、という事に焦点を絞るべきでないかと思うんですよ。それが議員の全体がまとまるという事の時期によっては、いつから施行するかという事については考えたらいいいのではないか。議員定数の関係については、もう来年の改選期であるか、次かしかもうないという風に今の規則ではないという風に思うんで、そうするとそれに間に合うのか合わんのかやっぱり焦点になってくるという風に思うんですよ。だからそれに間に合わそうという事になると、常任委員会制の関係について、早く決めんといかんという事になるけど、なかなかそう簡単にはいくまいという風に思うんで、いずれにしても複数常任委員会制という事が認められた範囲の中において、我々が今懸案にしてる常任委員会の5人ギリギリであるとか4人という関係は、どう打破できるかというところに焦点をしばって、いつからそれが実施出来るかどうかという事も含めて検討していったらいいのではないかな

と。可能ならやっぱり早い方がいいと思うけど、なかなか常任委員会制は決まったにしても、定数まで入ろうとするとなかなかそう簡単に決まることでもないし、3月末までに決まらなないと次期の改選ですね、少なくともリミットのあとにこれが出てくる、だから3月議会で条例改正その他の手続きが出来ないとですね、もうそれは自然的にあと5年後になる事は間違いない。現行の規定のまま出さざるを得ないという事になるという風に思うんですよ。だから、しかしそうなってくるととてもじゃないけど間に合うものやないなという一つの感じがするという事。それから常任委員会制の関係その他の関係については、やっぱり私はそれは可能ならばという事で言って、定数の関係、常任委員会制の一つのまとまりによっては議員削減というものが可能だという立場をとってるんですけど、一応今まで出してくれてる人の意見から見て、議員定数はいらわんと組織改正について、常任委員会制のあり方についての機能の強化をすべきだという事については、中西委員も指摘をされて、書面を出しておいでになる。特別委員会についても廃止をして、もっと能動的なものにしたらいという事になって、議員定数については見送るという意見を出しておいでになると思うし、浦野委員の関係についても議員定数はやっぱり見直していくべきであるし、しかも常任委員会制についても、そういう風に法改正を行われた機会にですね、間に合えば早くいった方が言い。複数制が出て議員定数削減する事についてやむを得ない状況に今日あるのではないかという認識を示されているという事も事実だと思うんです。としますと、今、副委員長はどうかと言うとまだはっきりせへんと、考え方がまとまってへんのや、という扱いだと思うんです。ところが今になって、今は複数制という事についてはせざるを得ない、しかしその場合どうするかという関係についての議論を深めた方がいいという事になってきて、ただし、私の感じとしては議員定数については現在見直していこうという事については否定的な考え方を持っておいでになっているという風に受け止めてるんです。委員長もだいたい、議論、前から議員削減の時の議論からありますけども、その時から一貫して議員削減については反対という立場をお持ちになっている事は事実だと思う

んです。だから、常任委員会のあり方そのものについて検討する事については、今どうこう言っておいでにないから、それはまだあるだろうと思う。議員定数に結び付けての削減という事については、承知をしないと、個人的にですね、という感覚を持っておいでになると思うから、まあまあ現在の委員会の中ではですね、議員定数に関する限りについてはなかなか一点を見出す事は難しいだろうと、とすれば少なくとも常任委員会で議員の本務を全うするような、機能的な委員会のあり方として議論をすることについてはやぶさかではない。ただし、出来れば3月末までに整理をしておいて、改選後新たなそういう委員会の発足ができれば望ましい事は間違いないと思うんですけど、間に合わなければ間に合うようにいい結論が出るまで議論をするのがいいんだろうなと思っているんです。出来ればせめて常任委員会のあり方くらいは結論を出しておいた方が、次に、新たな任期をもって臨んでおいでになる議員の皆さんについては、いいんと違うかなという感じが今はしてるんですけどね。審議の方法としてなどを見てね。だから議員定数まではちょっとなかなか、希望はしててもいくまいなど、それならその前段になる、委員会の機能を高める。それを更に発展する事が出来るかどうかは、更に続いて議論をしていくのもやむをえんかなというように思っているんですけどね。

委員長 ありがとうございます。19時まで会議を延長いたします。
 松田委員からも色々意見をいただきました。

松田委員 常任委員会制と複数制、その関係を例えばとるとしたら、どういう課題が残るかという事になってくると、テーマとしては副委員長が言われたような関係の問題になってくるであろうという事は承知をしている。だからまず、先ほども委員長が言われているように、複数制を議員定数と絡めてしまうと難しい、する段階になるだろうという事が、かなと思う。だから、私も色々異論があると思うけども、まず議論をする事が大事だという風に提起を申し上げたという事なんですよ。

委員長

全く私どもの考えというか、思いを松田委員に代弁していただいたような感じなんです、間に合う、間に合わないっていう事は委員長の責任でもう少ししっかりとやっていけばいいという、簡単な答えは出るんですが、私自身が考えておりますのは議員定数と今の複数制と一緒に議論したらなかなか答えを見出すというのか、方向づけをしていくのに、複雑な問題が絡んでくるのではないか。その中でこの3月議会で斑鳩町議会は、賛成多数で次回の選挙から15名、1減という事で決めさせていただいた。その中で確かに今、松田委員がおっしゃるようにこの複数制がとれる動きがあると、これについてはその時にまた議論したらいいだろうと、そしてこうして改正、まだ案やね、公布してないという事はどない考えたらいいのかな、一応固まってる、それが公布されるのが早くても今月来くらいの見込み、まだ見込みという段階でこれと複数制で常任委員会の数、それらを一緒に議論したらなかなか固まっていけないのではないか。そして斑鳩町議会としては今までの16名を15にしているので、どうしても4月まで、改選時期までには委員会条例をそれに合わせた形、例えばどの常任委員会、現在でしたら総務は6、5、5というように委員会条例で定めている。それが15名になってますので、その事を固定させた上で自治法の改正をリンクさせていくんだと。その議論をしていかなければ、いろんな要素でまず来年の4月までには委員会、総務常任委員会というのが何名にするんだという事を条例改正をしなければいけない、という事もありますので、議員定数につきましては申し訳ないが15というベースで、その上での複数制をとった場合はどうだろうという事できちっとした委員会条例、それらに関連する規則等について今の議会運営委員の皆さんでまとめていただきたい、そのように思ってますので、なかなか議員定数の問題っていうのは、全部、確かに里川委員がおっしゃるように全部減らしていったという流れの中で、やはりまだ減らせられるんだから減らそや、という意見もそれは確かにそれはあってしかるべきだと私も思うんですが、その中で一つの整理させていただいた考えで議員定数の検討は、今の時点であえて加えないとい

う形で進めたいと思うんですが、その点についてご確認させていただきたいなと思いますねけど、そういう形で委員会条例の改正に向けての定数、委員会の定数と複数制を採用するという皆さんの意見では一致してると思いますが、そういう形でこれからも進めていきたいと思しますので、よろしくご理解のほど、お願いいたしたいと思します。

松田委員　ただね、僕は今委員長が言われるような状態でええと思うんやけど、ここで15という枠をはめてしまう確認をしておく事がね、いかなものかなと思うんです。そうするとやっぱり論議に制約を受けてしまう。だからそれは結果として、そういうならざるを得ない、そうしないと全体のまとまりがつかんという事の判断できればそうしたらいいと思うけども、そういうの中でもなおかつ15、その事によっては15にもなるし、13にもなるし12にもなるし融通の案はとれると、しかしそれは今決めるべきではないという事になったんならそれでいいけども、今その枠を締めてしまって自由を縛っておいてね、そして議論をせいという事については、確認するという事については遺憾であるという風に思うんでね、出来るだけその辺は触れずに、定数は現行定数は15と決まってるわけやから、それを仮にせん限りはそのままになる事は間違いないんでね。だから、15をベースにしてという事については、ちょっと賛成し兼ねるという事です。それだけやなしにいかれば、委員長の言われるようにそうであるという風に思うんですよ。だからそのようにまとめてもらいたいと思うけどね、論議の方法としては。

委員長　大変口下手で申し訳ないんですが、またえらい傲慢な委員長と言われそうなので助け舟を出していただきました。皆さんその上でのご理解の上で今、松田委員がおっしゃってもらった通りですので、その上でこの議論を深めていきたい、そのように思います。そして、先ほど里川副委員長もちょっと提案されておりますが、複数制をとっていく事によって、予算の常任委員会というんですか、そういう名前になるのかどうか知りませんが、国会なんかの場合はまさしく予算委員会というのは常設

されていると思いますので、そういう事のメリット、メリットと言うか、やり方もあるという事も踏まえて複数制をとっていったら、その中で定数、各常任委員会の定数を決める。そしてその定数で一番妥当のある定数を決めていってもらって、それから今度は来年度の選挙後に希望者をどうしていくか、それはそこまで決める必要はないんですが、一応申し合わせ事項として今の議会運営の方でつくっておかなければ、改選後バタバタしてしまいますので、そういう事もあって整理していきたい、そのように思いますので、ご意見出していただきたいと思います。

ずっとこれから色々激論でやっていただいておりますけども、その方向でとお示しさせていただいて、この項についてまた色々そういう考え方で次の議会運営委員会に色々提案いただく。今すぐいただくのもまた色々拙速してしまっただけではいけないので、まとめてしまう気持ちはない、委員会条例の改正は3月中でも間に合うという事で、まだこの12月議会で改正というのも予定してませんし、もちろん全協で説明させていただかなければいけないという事ですので、今日はそういう形で一応終わっておいてもいいかなと思いますけど、今現在そういう方向で進んでいくという事だけを確認していただいて、次回にという事でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

この項につきましては、次回の議会運営委員会でも引き続き審議していただくという事で、一応終わっておきたいと思います。

次に、②附属機関等の委員選出基準等の見直しについての、斑鳩町社会福祉協議会理事、斑鳩町文化振興財団理事及び評議員の推薦依頼がきております。まず、このことについて事務局長からの説明を求めます。 議会事務局長。

(資料により説明)

委員長 説明が終わりましたので、議会からの推薦について全員協議会でも報告をし、了解を得ていく必要もありますが、ただ今局長の方からもお話があったように、議会運営委員会として選出について確認をしていきたい、そのように思っております。その事についてのご意見をお聞きしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 この3件っていうんですか、財団の理事と評議員、それと社協の理事の推薦依頼という事で、今まででしたら全員協議会に諮って、それで確認をして相手方へ推薦ということで出させていただいておりました。従来通りの形で議会運営委員会としてもいい、というように確認していただけるかどうかという事なんですけど、何かそういう事について、やり方変えていこうというようなご意見でもありましたら。

松田委員。

松田委員 これね、従来と同じようにしていったらあかんねやろな。結局今日の冒頭で審議をした関係の結論をどうするんかによってね、しかも12月議会で、によって決まってくる関係やと思うんや。そしたらこれ、審議する必要がなくなる事も考えられるし、あれが決まらなんだらこれを活かしていかならんのかどうかという事もあるし、その辺どう考えられるのかな、こうしてるけど。

委員長 そういう配慮からすぐに返事を出してないような、ずっとね。今日の中では理事に議会から行く、行かないという。

ちょっと事務局長の方からお願いします。

事務局長 説明不足で申し訳ございません。社会福祉協議会の理事並びに文化振興財団の理事につきましては、今、議会運営委員会で附属機関等の選出基準の見直しをしていただいて、取りまとめがまだ現在は出来ておらないという事で、任期が近づいておりますので社会福祉協議会の方からは早く出してほしいという事で、既に提出時期は過ぎてございますが、こ

これは議運の方で取りまとめを今してもらってる最中でございますので、現時点ではまだ推薦の議員さんというんですか、報告できませんのでその辺は待つてほしいという事で、向こうにも理事会、評議員会等もございいますが一応今は空欄と言いますか、欠員みたいな状況でたぶん進められていると思います。理事会も既にされておるわけでございますけれども、議会の方についてはまだ決まっていないという事で決まりましたら入っていただく事で、それから文化振興財団についても今、議会運営委員会の方で検討してもらっているという事でご報告をさせていただいております。以上です。

松田委員 理事が欠員できてるというけど、ここで書いてる18年12月3日任期っていう事は欠員になってないやろ、まだ。現在任期中やろ、欠員違うで。

事務局長 すいません。ちょっと今、欠員って言いましたけど、理事会の方で定款等の手続きもする必要がございますので、10月20日頃までに決めていただければ、11月に行われる理事会の方で全て新しい理事さんなりを決めていけるという事もございましたが、議会の方についてはまだ決まっていないという事で、空白と言ったらいいですかね、その辺の表現が分かりにくいんですけども、決まっていないという事で議会の分については空いている。

(「空白やなしに、浅井議員が理事やろ、今。」との声)

事務局長 これは12月3日が任期満了ですので、そこまでに決めるまでに理事会等も評議員会をまず開かれますので。

松田委員 それは向こうの手続きの問題であってやで、任期は当然あるんやからね、何も欠員とかね、あるいは何とかという事を言うと問題になってくるんで、時期が切れるからその後に隙間を残さんとするためには決めな

らんのかも分からんけどやで、だけどこれは3日きたら、議会はまだ始まってないやろ、まだ12月は。そしたらやっぱりこれ、どうするかという事ですけども、やっぱり欠員でいっとかな仕方ないやろ。欠員という事に言うのか、欠席と言うわけにいかんやろな。人が任期切れてしまってるんやから欠員やな。欠員でいかざるを得んと思うし、例えば文化振興財団とかどっちかでも俺はいいんやけども、だけど3月31日という事は、今後ずっと続くんやけど、今度改選期になる時なんやけど、この時は4月いっぱい欠員にして5月に新たに選んでもらった方がええんやけどな。例えば文化振興財団の評議員会の関係もそうなんです。恐らくこの間も予算、予算だけ今度は決めならんねんな。それで下は出来たるわけやな、実施事業の関係。この間については次の改選期を迎える状態であるさかいに欠員にしとかんな仕方ないん違うか。

委員長

4年前にもね、文化振興財団につきましては、欠員という形でそのままの理事さん、評議員さんの名前、そのままの形で定款というか、登記をされてたように私は記憶してるんです。社協の方につきましてはね、これは社協の定款で理事は評議員が決定するとなっておりますので、ただそういう手続き上の形でこの協議会から議長宛の書類にもありますように、10月20日までに提出していただいて、それを評議員会にかけて決定して12月4日から新しい理事さんでいく。ちょっと聞いております範囲では既に新しい理事さんは、これは13条だったと思うんですが、その中で議会からは議会にかかっているって言うんですか、未定という形で、ということで評議員会も開いておられるという事を聞いております。それで、全員協議会の中でという事はこのために全員協議会を開くということも出来ませんので、12月議会の初日の全員協議会の中で議長の方から諮っていただいて決めさせていただく。そしてまた財団の方につきましてはね、4年前も同じ事があったと思いますので、もう一度再確認して、その時に全員協議会の方で報告してもらったらいいかなと思いますねけど、どうでしょうか。今すぐ調べられるの。どちらにしても4日の全員協議会で議長の方から諮っていただきたい、そういう事で議会

運営委員会としては了承したという事で報告させてもらってよろしいですか。

松田委員 それ以降の扱いによっては欠員になるけどな。今は欠員ならへんねんやったらあまり先走ってもの言うたら怒られるわな。

委員長 そういう事で、ご理解いただきたいと思います。

それでは、この件につきましては、これで取りまとめとさせていただきます。

次に、その他についてを議題と致します。

まず、委員さんの方から何か、今までのことについて質疑とか、ご意見等がありましたら伺いたしたいなと思います。

(な し)

委員長 委員さんの方からございませんか。

それでは、私の方から一点だけちょっと皆さんに相談させていただきたい、そのように思います。

実は、先般行われました都市基盤整備特別委員会の会議録について、今日傍聴においでしてた嶋田委員長から相談を受けている件でございます。この件につきまして、ある委員さんから委員会での発言を取り消したいという申出、会議を閉会された後に電話で連絡があったと。委員長にそういう申出があって、どのように取り扱っていくのがいいのかということも相談受けております。会議規則等では、閉会してます委員会です。なので新たな委員会で、発言者から取消しを求める、そういう形が会議録の訂正、取消しする場合はそのような手続きを踏まなければいけないんじゃないかなと思っておるんですが、その件について皆さんのご意見をお聞きいたしたいと思います。また、その内容につきましては、その委員さんが発言した、一応都市基盤の委員長は、私が発言した全部というように形で取消しを求めておられると聞いてるんですけど、嶋田委員

長にお聞きしましても、どのような取り扱いをしていけばいいのか、議会運営委員会で相談してくれという事で申出がありますので、皆様のご意見をお伺いいたしたいと思います。

会議規則の第64条に発言の取消しまたは訂正という事で、これは議員はその会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取消し、または議長の許可を得て発言訂正する事ができる。ただし、発言の訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない、という事で会議録が規定されております。この中の委員会ですので、委員は、というのに直して、委員会の許可を得て自己の、という事で。委員会で取消しを申出るといふこと以外にないと思うんですが、その委員さんは議事録にも載らないだろという申入れがあったら、載らないだろうというような解釈しておられるような可能性もあります。その点について、特別委員長も議会運営委員会で話を確認して欲しいという申入れです。

三木委員 確認させてもらいますけど、私もそこに出てた当事者ですが、それは一委員の方の発言のみを取り消してくれと言ってるんですか。その会全体の事の取消し、たぶん僕が理解するには、その委員の方の発言を取り消してくれというように理解してるんですけどね。

委員長 私が聞いているのはね、人のまでは当然おっしゃってない、そのように理解してます。そこらの点、もし皆さんがあれでしたら傍聴に来ておられる議員に確認してもいいと思いますけど、どうぞ続けてください。

三木委員 私が聞いたのは根拠があるんでね、そういう副委員長みたいにね、人をちょっとばかにしたような、つくったような笑いを止めてもらいたい。意味があって言っているんだから、僕は。

と言うのはね、その一人だけの事を削減するとね、私たちが言った事も含めてちょっと流れがおかしくなると思うんですね。

委員長 先ほどの会議規則の第64条には、議会の許可を得てということにな

ります。だから当然今、三木委員も特別委員会のメンバーですし、その時にその委員さんがこの分について取消しを求めるという事であれば、いや、それでは困るという事になったらそれは取消しできないという事になるだけのことで、幸い、幸いかどうか知りませんが今の意見だったらその方がおっしゃってる事について、それと私の方で色々状況という事については調べさせていただいておりますし、三木委員ともう一人の委員さんが署名委員になっておられるという事であって、それで委員長の方に取消しを求めておられる委員さんが署名委員である三木委員、浅井委員もOKと言うんですか、取消しについては異論ないという事も聞いておられるという事も嶋田委員長から聞いておりますので。

三木委員

そういう意味でちょっと先ほど私、確認したんですけどもね。

どうなんでしょうか。実は私のところにも電話がございました。取消したいんだけどいう事なんです、私も浅井委員も名前が出てから挙げていいと思うんですけど、吉川委員だけの発言を取り消すという風に私は理解してるんですね。そういう意味で私はそうですかと、ご自分で判断なされたんですから私は結構と思います、という話はしました。本人がそういう取消しのという事で、私自身は取り消すつもりはないですが、本人が取り消すという事なんで、それは規定というものがあるので、その辺のところを判断なさっていけばいいんじゃないかなと、また皆様のご意見をお聞きになればいいんじゃないかなという事です。

委員長

申入れを委員長にされたという事と、それと委員長としてはその取り扱いについて、議会運営委員会で確認してもらいたいという事で、議会運営委員会といたしましては、会議規則に則ってやっていただければいいという事で、にすればいいと思うんですが、その中の解釈の仕方なんですが、委員会を閉会されてますし、それから会議録は会議録としてその発言、どういう発言だったのか私は知りませんが、その部分について、会議録にも載せないんじゃないかと、この前の委員会は終わってますので、会議録としておこしてもらいます。その事で次の特別委員会でその委員

さんからこんだけの部分については取消しを求めたい、という提案をしていただいて、そしてその時に委員さん全員がOKという事になれば新たにそれが会議録に載って、それで前の発言に対しての責任って言うんですか、それは消えるという事で、そのようにするのが、委員会の会議録の残し方かなと思うんですが、その点、当初から今申入れがあるから、会議録にそこは削除しておく、そういうのはちょっといかなのではないかなと思うんですが、その点をお聞きしたいんです。どうでしょうか。

里川委員

とにかくこれまで一般質問なり委員会での発言で、平常、不穏当と言われるような、公的に使ったらまずいかなというような言葉を思わず使ってしまった事の訂正であったりとか、そのある部分だけを削除するという事はあったんですけどね、言われた言葉、何分間しゃべっておられたんか、どんだけしゃべっておられたんか分かりませんが、それを全部削除するっていう事になると、傍聴者も来ておられたとは思いますが、委員会の運営上どうなんかな、これはやっぱり慎重に考えないといけないし、これまでの議会の中でも全部の言葉を削除っていうような事は、私も今まで聞いた事がないので、これはどういうものなのかなという風には思うんですけど、本来、会議、休憩をとらない場合の会議録っていうのは、だいたい休憩中を除いた会議録っていうんですか、そういうのは、原本としてやはりきちっとおこして置いておくべきものなのかなという風には思うんですけどね。それからそういう削除とか訂正とか出て来るんかと思うんですけども、うちも委員会の会議録については事務局で保管していただいて、また一般の閲覧にも、情報公開の時には、会議録っていうのは公開せんとあかんものなのでね、委員会にしても。本会議のものは一般的に色々あちこち配ってますし、皆さんにも配ってますけれども、その会議録の持ち方としてはどうあるべきなんかなというのが、私もちょっと判断しきれないし、今までの例にない事なんですね、全部の言葉を削除っていうのは、ちょっとどう考えたらいいのかなという風に思ったりしますんで、できましたら大先輩のご意見をお聞き出来たらなと思うんですけども。

松田委員　これは、問われれば個人的な関係のものは別にして、公式に言うていくのなら、委員長と署名委員の判断やと思うね。それに会議規則、委員会規則で決められてる運用として、正規に処置をされたいという事しか、理由として言えないと思うな。ええとか悪いとか言えないと思う。やっぱり、会議規則その他委員会規則に従って処置せいというのが、委員長と署名委員と了解を得て云々という事になっていく。それに照らし合わせて遺憾のないような処置をされたいという事であって、特別委員会内の事であるから、そこで処理してもらう事以外にないと思うけどな、答え方として。個人的にどう思うかは別の問題や。

委員長　その点、嶋田特別委員長も傍聴においでなんですが、そういう扱いですので、どういう運用をとっているのか、当然会議規則が樹立されておりますので、あまりにも今副委員長が言ってるような、膨大な量らしいんです、私は傍聴してないので分かりません。その事はそういう形でとっていくべきだという事なんですが、議会運営委員会での、あるんだったら。それと局長ちょっと教えてもらいたいんですけど、会議録っていうものの考え方でね、事務方として会議録っていうのは、例えばの話ですよ、今そういう事を委員会が終わった後で委員さんから申出があって、松田委員がおっしゃったのは私はそれでいいと思いますが、委員長と署名委員さえ了解あれば、会議録に載せなくてそのまま通過するんだと、そういう事は可能なのか、いやそれはやっぱり事務方としてですよ、どのような見解なのか、ちょっと聞かせてもらいたいと思います。

事務局長　この会議規則については、本会議の運用で書いてあるわけなんですけれども、委員会についてはそれを準用するという事で、発言の取消しについて、本人、委員さんの方から申入れがあれば、その会議でこの分については発言取消しをしてほしいという事で、委員会では了解を得られれば、長い、短いに関わらず取消しはできます。ただ、会議録につきましても、原本には全てそのまま載せておくという規定がございます。それ

と住民さん用の閲覧、通常の閲覧につきましては、原本を見せよと言われてたら取り消した分については、もちろん原本ですのでそのものまでも、本来は取消す事は出来ない。本会議録については部分的なものでございますので、原本と配布用とは同じものをお渡しというのか、見せておりますけども、本来会議録は修正があれば、原本の分と閲覧用の分と分けておく必要があると。今回の場合、かなり発言の時間帯が長く、途中で休憩等もございましたので、そこまで私が話させていただいていいのかどうか分かりませんが、休憩とっていただいてその辺の話が出来たらよかったですけども、ご本人さんのご希望で会議録に残してほしいということもございましたので、休憩なしでそのままいってしまいましたので、どうしても時間が長くなってしまったんですけども、会議録としては原本としては事務局としては残す必要あるのかなと。当日、傍聴者もございましたので、その部分を見せてほしいという事であれば、ごちゃごちゃになってしまいますので、委員会の会議録は配布とかはしてないんですけども、本会議の会議録と同じような扱いをすれば、その部分を取消しした部分を別個に、原本として残しておく必要があるのかなという事は思っています。

委員長 そしたらこの事につきましては、都市基盤特別委員長も傍聴に来ていただいていますし、議会運営委員会としては会議規則に則っての処置をしてください、という事でさせていただきます。

委員長 他に何かございませんか。

(な し)

委員長 議長は何か。

議 長 ありません。

委員長 事務局の方から。

(な し)

委員長 それでは、他に質疑ご意見等もないようですので、その他については終わります。

以上をもって本日予定いたしておりました案件につきましては、全て終了いたしました。

委員会報告のまとめにつきましては、例により正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。長時間にわたり活発なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

本日の議会運営委員会はこれをもって終了いたします。ご苦労さまでした。

(午後5時00分 閉会)
